

令和2年度新庄市住宅リフォーム補助金の概要

1. 対象工事

- ① 減災・部分補強
- ② 寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)
- ③ バリアフリー化
- ④ 一定量以上の県産木材使用
- ⑤ 克雪化

いずれか一つ以上
基準点が10点以上となる工事
(工事費が50万円未満の場合は5点)

※基準点の計算方法は、別紙「基準点算出表」をご覧ください。

2. 補助金の額

| 世帯要件 | | 一般タイプ | 県産木材3㎡以上 使用タイプ | 空き家活用タイプ※2 <small>売買で取得した場合は 中古住宅診断が必要</small> |
|------|---------------------------------|------------------------|-------------------|---|
| 一般世帯 | なし | 10%・12万円 (補助率)(上限値) | 10%・30万円 | |
| | 三世代世帯※1 近居世帯 新婚世帯 多子世帯 | 20%・30万円 | 20%・40万円 | |
| 移住世帯 | なし | 20%・30万円 | 20%・40万円 | |
| | 新婚世帯 多子世帯 | 30%・40万円 | 30%・50万円 | |

※1 三世代世帯は「三世代同居リフォーム工事」(以下のいずれか)を行う必要があります。

- ① 住宅の居室の床面積がリフォーム工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事
- ② トイレ、浴室、洗面所または台所のいずれかを増設する工事
(既に設置されているものの他に一箇所以上増設する工事)
- ③ 住宅内のバリアフリー化を図る工事
- ④ 寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)

※2 空き家を相続や贈与で取得した場合は、中古住宅診断は不要です。

3. 耐震改修補助金

| 世帯要件 | 工事要件 | |
|------|---|------------------|
| なし | 事前に耐震診断を行い、耐震性能が0.7未満であること。 改修工事後の耐震性能が0.7以上となること。 | |
| 施工業者 | 市内業者 | 市外業者(県内業者) |
| 補助内容 | 補助率50% 上限100万円 | 補助率25% 上限40万円 |

※「リフォーム補助金」と「耐震改修補助金」は併用可能

※「減災・部分補強」と「耐震改修」は併用できません。

世帯要件

| | 要件 | 確認方法の例 |
|-------|---|---|
| 三世代世帯 | 次のいずれかに該当する世帯 ①平成14年4月2日以降に生まれた子がいる三世代世帯 ②補助申請日において子夫婦の妻が妊娠しており、出産後に三世代同居する予定の世帯 | 住民票の写し (妊娠中の場合は母子手帳) |
| 移住世帯 | 次のいずれかに該当すること ①平成31年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯員を含む世帯 ②補助申請日において山形県外に住民票があり、工事完了後(令和2年度以内)に当該住宅に居住する世帯員を含む世帯 | 住民票の写し 住宅の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し |
| 近居世帯 | 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に生まれた子がいること)の居所の直線距離が2km以内、又は同一小学校の通学区にある世帯 | 親世帯及び子世帯の住民票及び戸籍謄本の写し 双方の住宅の位置と距離を明示した地図 |
| 新婚世帯 | 補助申請日において、婚姻した日から1年以内である世帯 | 戸籍謄本の写し 住民票の写し |
| 多子世帯 | 次のいずれかに該当する世帯 ①平成14年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯 ②補助申請日において妻が妊娠しており、出産後に平成14年4月2日以降に生まれた子が3人となる予定の世帯 | 住民票の写し (妊娠中の場合は母子手帳) |

「空き家」の要件

- 過去に人が居住したことがある住宅(建売住宅の新築売れ残り・賃貸は対象外)
- 次のいずれかに該当する住宅
 - ①売買(平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの)
 - ②贈与(平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるもの)
 - ③相続(平成29年4月1日以降に相続したもの)
 - ④賃貸借(平成31年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるもの)
- 平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けた建物であること

補助金の併用について

他の補助事業との併用可否について

- ・新庄市合併処理浄化槽設置補助金とは併用可能(浄化槽設置補助金対象分は除く)
- ※併用の際は担当課(都市整備課・上下水道課)へご相談ください。

留意点

「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること。

施工業者は山形県内に住所を有する個人事業者、山形県内に本店を有する法人に限ります。

店舗併用住宅の場合は面積按分により補助金減額になります。相談して下さい。

工事着工前、かつ契約前に申請して下さい。工事が開始している建物は申請できません。